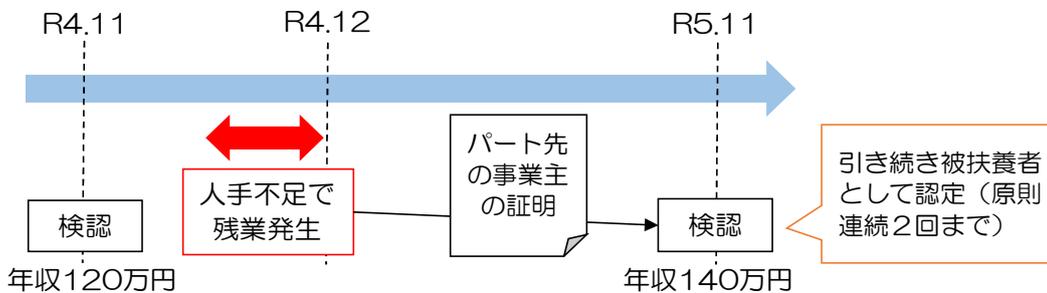


収入確認にかかる事業主の証明書について

被扶養者となるための所得要件は、年額 130 万円未満（公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する方や 60 歳以上の方は 180 万円未満）とされていますが、パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き、扶養に入り続けることが可能となりました。

- 雇用契約等により本来想定される年収が120万円のところ、残業で一時的に収入が増え年収130万円以上になった場合



Q&A

Q 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）では、どのような収入の増加が対象となりますか。

A 職場の人手不足に対応するため、働く時間を延ばしたことなどによる一時的な給与収入の変動が対象となります。

フリーランスや自営業者など、特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

Q 今回の措置は、いつから開始されるのでしょうか。

A 今回の措置については、令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用します。

なお、被扶養者認定については扶養の事実が発生した日から30日以内に所属所長を経由して共済組合に届け出を行うこととなっておりますが、**次の方々については、令和6年1月31日までに届け出を行ってください。**

- ・ 令和5年10月20日から令和5年12月31日までの間に新たに扶養の事実が発生した方
- ・ 令和4年11月以降、人手不足による労働時間延長等に伴う「一時的な収入変動」に該当する方で、令和5年10月20日以降に収入確認を行う方